

最終更新日: 2015年12月16日

株式会社エス・エム・エス

代表取締役社長 後藤 夏樹

問合せ先: 経営管理本部長 杉崎 政人 TEL: 03-6721-2400

証券コード: 2175

<http://www.bm-sms.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」という企業理念のもと、日々の事業運営を行っております。その企業理念実現のためには、企業価値・株主価値の最大化を通じ、株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに貢献し、支持され続けることが必要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスにつきましても、その前提条件として非常に重要で、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことは業務の公正・透明性の確保、業務の効率化につながり、企業理念実現のため必要不可欠なものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使を可能とする環境の提供及び招集通知の英訳は現在実施しておりません。今後検討をすすめてまいります。

【原則4-8】

当社は独立社外取締役を1名選任しております。また、独立社外監査役には企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識がある者、会計の専門家の2名を選任しております。さらに、社内監査役1名についても、外部の法律事務所に勤務する弁護士であります。取締役会等の会議体には必要に応じ以上の役員が出席し、それぞれが有する経験・見識から経営に関する助言を行っております。

以上の体制から、本原則に記載の2名以上の独立社外取締役を選任できてはいないものの、取締役会が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する経営の監視監督を実施できているものと認識しております。

今後については、必要に応じ独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

取締役・監査役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定しています。

また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた方針に基づき、取締役会からの委任を受けた代表取締役が決定しています。

現状においては報酬・指名が適切に決定され、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないと考えております。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会では、社外取締役、監査役を含む各役員間で積極的な議論が行われております。取締役会の実効性に関する分析および評価、その結果の概要の開示については今後の課題とし、どのように実施すべきかを検討していきたいと考えています。

【原則5-2】

当社は、変化の激しい環境の中で事業を行っているため、絶えず戦略をアップデートしていく必要があります。そのため当社は毎年、中期経営計画を策定またはロールアップしております。その中では戦略だけでなく、売上・利益等の目標値を設定しており、社内には共有を行っております。また、株主の方々には決算会社説明会資料等で戦略の要旨を説明しておりますが、収益力・資本効率等の目標の開示については今後の検討事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社グループは現在、政策保有株式として上場企業の株式を保有しておりません。

今後については、当社グループの戦略との合致性やシナジー効果、費用対効果、リスク等を総合的に勘案し、当社グループの価値向上に繋がると判断した場合、保有する可能性があります。

【原則1-7】

利益相反取引については、一般の取引条件と同様である場合を除き、取締役会の決議及び報告が必要であると定めております。

関連当事者取引については、市場における一般的な取引条件を勘案して決定するとともに、その取引状況をモニタリングしております。また、実施した場合は、計算書類の注記表および有価証券報告書において開示致します。

【原則3-1】

(1)日本は既に超高齢社会に突入しています。生産人口が減少していく中で、高齢社会に関連したビジネスは日本の中でも数少ない成長可能性の高い領域として、人々や企業の関心は高まっています。また、高齢社会に関連する情報は、例えば介護や医療など、専門性が高いものが多く、正しい情報を簡単に得たいというニーズはより高まっており、そこには膨大な事業機会が存在しています。

このような環境のなか、当社グループでは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことを企業理念に掲げ、事業領域を介護・医療・キャリア・ヘルスケア・シニアライフ・グローバルと定義し、情報がコアバリューとなるサービス(具体的には、事業者向け経営支援サービス、人材紹介サービス、コミュニティサービス等)を数多く展開しています。今後も拡大する市場を背景に、ますます高まる情報ニーズに応える様々なサービスを数多く生み出し、それらを有機的に結びつけることで事業を拡大し、社会に貢献し続けていきたいと考えています。

(2)本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定します。なお、決定方法につきましては、金銭報酬については取締役会の委任を受け、前述の方針に基づき代表取締役が決定いたします。また、当社は取締役に新株予約権の付与を行うことがあります。そちらについては株主総会で議論した上で取締役会で詳細を決定します。

(4)取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性については、当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者、法律・会計・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず選任する方針であります。

(5)新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令・定款の定めにより決定すべき事項、定款に規程された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な意思決定について、取締役会の決議を必要としており、その基準は「取締役会規程」に明記しています。
また、職務権限規程において業務執行に関する各会議体及び各職位の決裁権限を定めています。その内容は法制度や当社の状況等により適宜見直しを実施し、取締役会をはじめとする各会議体・各職位が実効性をもって迅速に意思決定することを目指しています。

【原則4-9】

当社は、社外取締役および社外監査役を独立役員として指定する要件として、当社と人的関係及び役員が関与した取引関係はなく、また資本的関係に関しても、主要株主ではなく、さらに一般株主と利益が相反するおそれがないこととしております。

【補充原則4-11-1】

取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性については、当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者、法律・会計・企業経営等に豊富な経験と幅広い見識のある者等を年齢・性別・国籍を問わず選任する方針であります。
また、取締役会の規模に関しては、取締役の人数を定款で9名以内と定めており、現在は取締役4名にて構成しております。取締役会として経営の監督及び迅速な意思決定を行うにあたり、必要十分な規模と考えております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役および監査役の上場会社をはじめとする主要な兼任の状況を「定時取締役会招集ご通知」および有価証券報告書において、毎年開示しています。
また、取締役および監査役の取締役会への出席率、監査役の監査役会の出席率は非常に高く、合理的な範囲内での兼任であると考えています。

【補充原則4-14-2】

取締役、監査役がその役割を果たすため必要な事業、財務、組織等の経営情報を提供する場を必要に応じ設けております。また、必要に応じトレーニングに対する費用の支援を実施しています。

【原則5-1】

株主との対話については、最高財務責任者である経営管理本部長が統括し、代表取締役と連携し対話の方向性を検討しております。四半期ごとに開催する決算会社説明会では代表取締役が自ら説明し、必要に応じ個別面談にも参加しております。また、経理財務や法務等IR担当と連携すべき部門はすべてIR担当と同様の経営管理本部に属しており、各部門が必要に応じIR活動への補助を行う等適切な連携を実施しております。
株主との関係性については、実質株主を含めた株主構造の把握に努めると共に、対話内容についても経営陣幹部等に必要な応じフィードバックしております。インサイダー情報の管理については、決算日翌日から決算発表日までは決算情報に関する対話を控える等、インサイダー情報の漏洩防止に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
諸藤 周平	11,336,500	27.06
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー 常任代理人 香港上海銀行東京支店	2,152,120	5.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,843,700	4.40
田口 茂樹	1,757,600	4.19
アズワン株式会社	1,680,000	4.01
	1,290,000	3.07

ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 常任代理人 香港上海銀行東京支店		
エムスリー株式会社	1,130,700	2.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,095,300	2.61
株式会社ケア21	800,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	667,600	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伍藤 忠春	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伍藤 忠春	○	——	介護・医療分野における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすため選任しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から四半期毎に監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合を持ち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っております。また、内部監査室とは月次で会合を持ち、内部監査計画をはじめ、内部監査結果や進捗状況の報告を受け、意見及び情報の交換を行うほか、内部通報制度の運用状況の報告を受ける等、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細野 幸男	他の会社の出身者													
矢野 拓也	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 幸男	○	――	長年にわたり監査役としての勤務経験を有しており、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しているため選任しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
矢野 拓也	○	――	公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しているため選任しております。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ならびに長期的貢献を促すためにストックオプション制度を導入しております。なお、当社のストックオプションの概要は有価証券報告書をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

本報告書提出時点で、行使権利が失効していないストックオプションの付与対象者となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成17年6月22日開催の第2期定時株主総会決議により報酬限度額を定めており、取締役報酬限度額は年額200,000千円です。当社は、役員の報酬について、前述の株主総会決議の総額の範囲内において決定いたします。また、前述の報酬限度額とは別に、取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に対し長期的貢献を促すためです。取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定いたします。なお、平成27年3月期における取締役の報酬については、有価証券報告書において総額を記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、前者は社外取締役と、後者は監査役又は監査役会と協議の上で必要な人員を配置し、適宜必要な資料や情報の提供などのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行の機能に係る事項＞
取締役会の意思決定および業務執行が合理的に行われることを目的として、以下の体制をとっております。
・原則月1回の取締役会にて、取締役の職務執行状況の報告と法令・定款及び取締役会規程に定めた事項についての決議
・原則週1回の経営会議にて、重要な業務執行に係る意思決定、取締役会付議事項やその他重要事項についての審議

＜監査・監督の機能に係る事項＞
コーポレート・ガバナンス及びモニタリング機能強化を目的として、以下の体制をとっております。
・社外取締役が、取締役会に出席し、独立した立場から意思決定の妥当性ならびに公正性を監督
・社外監査役が、取締役会及び経営会議に出席し、監査役会で定められた監査方針に基づき取締役の業務執行ならびに意思決定の適法性、妥当性等を監査
・独立役員の要件を満たし、かつ財務・会計に関する知見を有する監査役の選任
・内部監査室が、他の業務執行から独立した立場で、法令等の遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性などを確保するため、各部門及び子会社等における業務遂行状況を検証・評価し、内部統制の改善に向けた監査を実施

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。体制は以下の通りです。

・公認会計士の氏名

指定有限責任社員：小野淳史

指定有限責任社員：石井広幸

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名

その他12名

＜指名、報酬決定等の機能に係る事項＞

取締役は、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより株主総会において選任します。

取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を、総合的に勘案して決定いたします。また、前述とは別に、取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に對し長期的貢献を促すためであります。

監査役は、取締役会において候補者を選定し、監査役会の同意を得て、定款の定めにより株主総会において選定します。

監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、監査役の協議により決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、意思決定における牽制と監視が実質的に機能するよう、会議体における決裁を重視した体制を採用しております。監査については監査役、会計監査人のほか、内部監査室が各種監査を行っております。また、当社は法定の機関のほかに、経営会議を設置しております。

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。社外取締役・社外監査役も含めた全取締役・監査役で構成される取締役会を、定例では原則月1回開催し、必要に応じて随時臨時開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、経営会議を原則週1回開催し、取締役会規程及び経営会議規程等に基づき、業務執行に係る意思決定を行うと共に、業務執行状況の確認を行っています。

社外監査役を含む各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室等と緊密に連携することで、企業経営の適法性及び効率性の維持・向上に努めており、当該体制によって経営の客観性を確保できていると考えております。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査役監査が十分に機能していると認識しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に招集通知を発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 経営企画部の所管業務としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制びIR活動の充実などを図ることにより、投資者をはじめとするステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- (2)当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (3)当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社及び当社子会社におけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- (4)内部監査部門は、当社及び当社子会社における、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取り締役会及び監査役に報告する。
- (5)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社及び当社子会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- (2)当社は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、当社及び当社子会社の経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- (2)リスクマネジメントを所管する部門が当社及び当社子会社におけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- (3)当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社及び当社子会社における対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、当社及び当社子会社における取締役会をはじめとする各会議体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また、取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
- (2)当社及び当社子会社は、取締役会において事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、取締役は各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- (3)当社は、取締役会においてグループ戦略を定め、各部門及び各子会社はグループ戦略を踏まえ自部門・個社の戦略を策定する。また、その進捗状況を定期的に取り締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。
- (4)当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役及び監査役並びに重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。重要な子会社においても同様の体制を構築し、経営の効率化を図る。
- (5)コーポレート部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と事業部門の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、個社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- (2)当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- (3)当社が設置する内部通報窓口は、当社及び国内の当社子会社の全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- (4)内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当社は、監査役が職務遂行のために補助者を必要とする場合に、監査役または監査役会と協議の上で必要な人員の配置を行う。
- (2)補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得る。
- (3)監査役より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社及び当社子会社の取締役・監査役及び使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
- (2)当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会、経営会議、その他の会議に出席するほか、必要に応じて取締役及び使用人から説明を受ける。
- (2)監査役は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査役は会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。
- (3)当社は、監査役及び監査役会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社は、「エス・エム・エス ビジネスガイドライン」に反社会的勢力に対する対応方法を明記し、必要に応じ周知啓発活動を実施する。
- (2)当社は、特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、顧問弁護士事務所やその他社外の専門家及び関係機関と連携して対応する体制を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

The diagram illustrates the internal control system of a company, showing the hierarchy and the flow of information and supervision.

Top Level: 株主総会 (Shareholders' Meeting)

- 株主総会 is the highest authority, responsible for the selection and dismissal of the Board of Directors, the Board of Directors, and the Accounting Auditor.

Second Level: 取締役会 (Board of Directors), 監査役会 (Board of Directors), and 会計監査人 (Accounting Auditor)

- 株主総会 selects/dismisses the 取締役会, 監査役会, and 会計監査人.
- 取締役会 is responsible for the selection, dismissal, and supervision of the Representative Director and President.
- 監査役会 is responsible for the supervision of the Representative Director and President.
- 監査役会 and 会計監査人 have a collaborative relationship (連携).

Third Level: 代表取締役社長 (Representative Director and President), 経営会議 (Management Meeting), and 内部監査室 (Internal Audit Room)

- 代表取締役社長 is the highest executive officer, responsible for the selection, dismissal, and supervision of the Representative Director and President.
- 経営会議 is the highest management meeting, responsible for the selection, dismissal, and supervision of the Representative Director and President.
- 内部監査室 is the internal audit department, responsible for the supervision of the Representative Director and President.

Fourth Level: 各部門 (Departments) and 子会社 関連会社 (Subsidiaries and Related Companies)

- 各部門 and 子会社 関連会社 are the operational units of the company, responsible for the selection, dismissal, and supervision of the Representative Director and President.
- 内部監査室 performs internal audits on the departments and subsidiaries.

External Relationship: 顧問法律事務所 (Consulting Law Firm)

- 顧問法律事務所 provides legal advice and consultation to the company.

Flow of Information and Supervision:

- 株主総会 → 取締役会 (選任/解任)
- 株主総会 → 監査役会 (選任/解任)
- 株主総会 → 会計監査人 (選任/解任)
- 取締役会 → 代表取締役社長 (選定/解任、監督)
- 監査役会 → 代表取締役社長 (監査)
- 監査役会 → 内部監査室 (連携)
- 会計監査人 → 内部監査室 (連携)
- 会計監査人 → 会計監査 (会計監査)
- 代表取締役社長 → 経営会議 (報告)
- 経営会議 → 代表取締役社長 (指示)
- 経営会議 → 内部監査室 (指示/監督)
- 内部監査室 → 代表取締役社長 (報告)
- 内部監査室 → 各部門 (内部監査)
- 内部監査室 → 子会社 関連会社 (内部監査)
- 顧問法律事務所 → 株主総会 (助言)
- 顧問法律事務所 → 株主総会 (相談)

```

graph TD
    A[各部門] -- "収集、管理" --> B[経営管理本部 情報開示担当]
    B -- "報告" --> C[情報開示責任者]
    C -- "確認" --> B
    C <--> |"協議"| D[代表取締役社長]
    C -- "報告" --> E[経営会議]
    E -- "確認" --> C
    E -- "報告" --> F[取締役会]
    F -- "確認" --> E
    F -- "開示" --> G[株主・投資家及び資本市場]
    H["報告  
(取締役会決議を経ない  
開示時事項の場合)"] -.-> C
  
```